

# 議会基本条例<sup>※</sup>制定に向けた取り組みについて(案) ※一般的な呼称として使用

## 1. 現状と課題

### ①地方議会評価モデルから得られたもの

ア) 地方議会評価モデルの取り組みは、地方分権時代の新たな議会運営を明確化してきた第1ステージとしての議会改革から、議会が持つ役割や権限を発揮して、住民福祉の向上につなげていく第2ステージとして位置づけられている。

イ) 当市議会においても、議会プロフィールにおいて、ミッションとビジョンを設定し、現在の議会活動が住民福祉の向上につながっているか自己評価をしてきたが、市民に信頼される議会になるためには、市民意見を反映した議会からの政策サイクルの構築が重要であることを、これらの取り組みを通して改めて学んだ。

ウ) 評価モデルの取組みから新たに位置づけたスローガンからも、議会の存在価値は、市民とともにあることを全議員で確認してきており、今後の議会活動においては、これまでに以上に、「市民と議会との関係性」を深めていく必要がある。

### ②「理想的な姿」を実現するための手立て

「新・議会改革運営ビジョン」は議会自らの行動計画であり、法的な根拠に基づくものではないため、持続的な議会活動を担保するためには自ずと限界がある。このため、ミッションとビジョン等を明確に条例に規定することで、市民との契約を取り交わし、条例に基づいて新ビジョンを進行管理していかなければならない。

## 2. 取組の方向性について

### ①飯田らしい条例

全国的に制定されている当該条例は、議会運営の最高規範を規定するものであるが、飯田市議会にあっては、評価モデルから得られたものを生かすとともに、「市民と議会との関係性」について盛ることから“飯田市議会にあっての条例”を目指すことに心がけたい。

### ②自治基本条例との関係性

「市民と議会との関係性」を担保するために、条例体系を整理し、自治基本条例の下に議会の行動規範としての議会基本条例を位置付けるとともに、その下に行動(実行)計画としての「新・議会改革運営ビジョン」を位置付ける。

## 3. 今後の取組について

議会改革推進会議において、自治基本条例における現状と課題を整理したうえで、次の項目について協議し決定する。

- ①議会基本条例の必要性、在り方の議論
- ②条例を必要とした場合の議会基本条例制定に向けたスケジュール
- ③議会基本条例づくりを推進する受け皿組織の在り方の検討

④自治基本条例と議会基本条例との関係性の整理

- ・上記項目を議会改革推進会議にて協議、決定次第、各会派の意見集約を行うとともに、(仮称)議会改革推進会議全体会にて、全議員の合意形成を図る。